

瑞穂市審議会等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱(平成20年瑞穂市告示第7号)第4条の規定に基づき、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開の決定)

第2条 審議会等は、会議の公開又は非公開について、あらかじめ決定しておくものとする。この場合において、当該審議会等の会議について一括して決定することができる。

2 前項の規定により会議の公開又は非公開について決定をしていない会議にあたっては、会議の冒頭に当該決定を行うものとする。

3 前2項で、会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議の公開は、希望する者に当該会議の傍聴をさせることにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 危険なものを保持している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、次に掲げる事項を守り、審議会等の長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。

(1) みだりに席を離れないこと。

(2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威行為をしないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと(審議会等の長の許可を受けた場合を除く。)

(5) 議事に批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

3 審議会等の長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

4 審議会等の会議の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設けるものとする。

5 傍聴希望者が傍聴定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができる。

(傍聴人への資料配布)

第 4 条 傍聴人に対しては、会議の次第、議案その他の会議資料等を配布するように努めるものとする。ただし、当該資料の中に非開示情報が記載されている場合又は資料が大量になる場合については、資料の全部又は一部を配布しないことができる。

(会議開催の事前公表)

第 5 条 審議会等の会議を開催するときは、公開、非公開の別にかかわらず当該開催日の 1 週間前までに、次に掲げる事項を記載した開催案内書(別記様式)を所管課、市行政情報コーナーで閲覧できるようにするとともに、市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 会議の公開、非公開の別

(6) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の措置

(7) 傍聴手続

(8) 審議会等の所管課に関する事項

(9) その他必要と認める事項

(その他)

第 6 条 審議会等の会議の公開について法令又は条例に特別な定めがあると

きは、その定めによるものとする。

- 2 この告示に定めるもののほか、審議会等の会議の開催については、審議会等の長が当該審議会等の会議に諮って定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

開 催 案 内 書

会 議 の 名 称	第 回 会 議
開 催 日 時	年 月 日（ 曜日） 午前（後） 時 分から 時 分
開 催 場 所	
議 題	
公開の可否 （非公開の理由）	
傍聴の定員	人
傍聴の手続き	
事務局（担当課）	瑞穂市 部 課 T E L F A X e - m a i l